

### 1. 研究の背景と目的

現代の日本は、平均寿命が男性 80.50歳、女性 86.83歳(2014 年)」であり、高齢化率も 26.0%(2014 年)2)で、4人に1人が高齢者という超高齢社会である。高齢者人口の増加に伴い高齢者の消費者トラブルも増加しているが、トラブルは人口の伸び以上の増加を示しており、深刻な社会問題となっている。2012 年度の高齢者の消費生活相談件数は20万7,513件で、そのうち電話勧誘販売が19.5%、訪問販売が19.0%、通信販売が17.0%を占めるとともに、相談内容は多様化しており、相談の中には、詐欺的な手口が疑われるものもある3)。さらに、明らかな詐欺としては、2014年の振り込め詐欺などの特殊詐欺被害の認知件数は13,392件で被害総額は565.5億円となっており、そのうち79.0%にあたる10,573件が65歳以上となっている4)。消費者トラブルや詐欺に遭った高齢者は、金銭的な損害を被ることはもとより、精神的にも多大なショックを受けることは想像に難くなく、最悪の場合には被害を苦に自殺にまで追い込まれる人もいる5)。被害に遭っても相談しない高齢者もいるであろうことを考えると、現在報告されている消費者トラブルや詐欺は氷山の一角に過ぎず、実際の被害者数はさらに跳ね上がるものと思われ、また、高齢化が進む日本においては、今後もさらなる被害の増加が予想される。この事態への対応策としては、被害の未然防止と被害救済のための法的整備、悪質業者や詐欺集団の取り締まり強化に加え、地域の連携体制の構築・強化、そして高齢者への金融教育が必要不可欠である。本研究では、上述のうちの金融教育に着目し、第1に高齢者のための金融教育講座を考案すること、第2に、講座の実践をとおして、受講対象者としての高齢者への理解を深めるとともに高齢者への金融教育講座を行う際の留意点を提示することを目的とする。

### 2. 研究方法

研究方法は、先行研究の整理、講座の観察、そして講座の実践である。

### (1) 先行研究の整理と高齢者向けの消費生活講座の観察

(ア) 先行研究の整理

先行研究の知見を用いて、高齢者への金融教育講座の目標や講座を行う際の留意点について考えた。

(イ) 高齢者向けの消費生活講座の観察

鹿児島県内で行われた高齢者向けの消費生活講座を 4 回にわたって観察した。観察の概要は資料 1 に示すとおりで、受講者はほぼ  $60 \sim 80$  歳代の人であったが 50 歳代の人がいる場合もあった。これらの講座を観察し、高齢者のための金融教育講座の目標を設定するとともに、講座において留意すべき点はどのようなことかを考えた。それらを踏まえて、高齢者のための金融教育講座の指導案を作成した。

#### (2) 高齢者への金融教育講座の実践

上記(1)で作成した高齢者のための金融教育講座を実践した。実践した講座の概要は資料2に示すとおりで、2015年9月17日に、中野が卒業研究の一環で田村の指導のもと行った。実施場所は鹿児島県E市公民館で、講座の所要時間は40分間、受講者は60~90歳代の高齢者16名で、男性が3名、女性が13名であった。講座における高齢者の様子や発言内容はできるだけ覚えておくようにし、後で記録した。また、講座の終了後に「講座の感想」と「講座の内容を誰に伝えたいか」に関するアンケート調査を行うとともに、1週間後に投函してほしい旨を記載し返信用切手を貼った封筒を渡して「どんなことを」「誰と話したか」に関するアンケートを依頼した。ただし、9月30日時点での有効回収数は5部である。加えて、お茶を飲みながら高齢者等が感想を言い合ったり、質問をしてきたりしたため、その内容についても覚えておくようにし、後で記録した。これらを整理し、受講対象者としての高齢者理解を深めるとともに高齢者への金融教育講座を行う際の留意点を示した。

〈謝辞〉

本実践に際して、高齢者サロンの選定の面でご尽力いただきました鹿児島大学教育学部准教授久保田治助先生、および E市社会福祉協議会の方々に厚く御礼申し上げます。

### 3. 研究結果と考察

#### (1) 高齢者への金融教育講座の考案

#### ①先行研究から導き出された講座の内容

研究の背景でも述べたように高齢者の消費生活相談の内容としては電話を使ったものが多いということ、また、振り込め詐欺などの特殊詐欺被害者のうち約8割が高齢者であることから、本講座の題材は、電話での還付金詐欺とした。また、高齢者に対するアンケート調査で、自分たち高齢者に有効な啓発手段は何だと思うかを尋ねた結果は、「TV」 35.9%、「日めくり」14.0%、「カレンダー」10.1%、「紙芝居」10.0%と続いている $^{6)}$ ことから、本講座では紙芝居を教材とした。なお、本講座では、受講者に消費者被害をより自分の事として捉えてもらうために、受講者の代表に紙芝居に参加してもらうオリジナル教材「参加型紙芝居」を作成した。

また、消費者被害や詐欺に遭ったことが家族に知られると「怒られる・責められる・ばかにされる」「恥ずかしい」ので泣き寝入りする人も多く $^{7)}$ 8)、実際に「ばかよばわりされ家族の中で孤立してしまった」 $^{9)}$ 9)等の例も報告されている。このようなことから、高齢者の消費者被害への対応としては「『被害にあった本人が悪いのではなく』、『人の弱みに付け込んでダマした業者が悪い』という視点を持たせることが重要である」 $^{10)}$ ため、本講座においては、自分がだまされたらどのように感じるかという心理的な面から考えさせることをとおして、そのような視点を持たせることに留意したいと考えた。

#### ②消費生活講座の観察から導き出された講座の内容

観察した高齢者向けの消費生活講座では、受講者自身に考えてもらう時間をほとんど設定していなかったが、実際の経済生活は意思決定の連続であり、できるだけ自分の価値観に沿った適切な判断ができるようになることが重要である。そのためには、講座において知識を与えるだけではなく「考える」活動を取り入れることが、実際の生活場面においても考えたうえでの行動につながると思われる。そのため、近くの人と話し合わせる活動を要所に取り入れることとした。また、観察では、講師が話をしている場面で自分の体験を話したがる人がいたが、本講座においては話し合わせる時間を確保するため、そのようなことの防止も期待できる。

観察した講座の中には、学んだことを誰かに伝えることで、より多くの人の消費者被害の防止につながることを説明しているものもあり、このような一人ひとりの行動でよりよい社会を創っていこうとする視点は本講座にも取り入れたい。また、ある講座で使っていた紙芝居が小さく見えにくかったので、本講座においては、上述の参加型紙芝居をパワーポイントで作成し、スクリーンに投影できるようにした。また、使わない資料を事前に配布すると、配布物ばかりを見て話を聞いていない様子も見受けられたので、使うもののみを配布するような配慮も必要である。さらに、ある講座では、悪質商法に関する替え歌を歌っており有用と思われた。そこでは、講座の最後に歌っていたが、本講座においては、最後は講座のまとめを行い学んだことの定着を図るとともに、学んだことを誰かに伝えることの意味を伝授する時間とした。歌については、オリジナルの替え歌をつくり、本講座の題材である「還付金詐欺」に受講者の意識を誘導する目的と、場を和ませて初対面の講師との距離を縮める目的で最初に歌うこととした。

以上を踏まえて「高齢者のための金融教育講座 指導案」(資料3)を作成した。講座の流れは以下のとおりである。

- ・導入で「悪質業者 お断りのうた」(資料4)を歌い、歌詞の内容から本講座の題材である「還付金詐欺」につなげる。
- ・展開では、「参加型紙芝居、提示資料」(資料5)と「『参加型紙芝居』と『解説』の原稿」(資料6)を用いて、還付金詐欺について知らせる。
- ・その後、詐欺に遭ったときの対処方法を身につけさせるため、自分が詐欺に遭ったらどのように感じるかということや、悪いのは誰であるのかを問いかける。また、誰に相談すればよいかを近くの人と話し合わせたうえで、講師から対処方法を提示する。
- ・まとめでは、詐欺に遭わないための知識を身につけさせるため、だまされないための対策を近くの人と話し合わせたうえで、講師からも対策を提示する。
- ・最後に、「金融教育講座のまとめ」(資料7)を配布し、講座での学びを他の人に話すことは、より多くの人が被害 に遭いにくくなるばかりか、人に伝えることで自分の知識を定着させる効果があることを伝える。

#### (2) 受講対象者としての高齢者理解、および高齢者への金融教育講座を行う際の留意点

①高齢者の講座における「替え歌」の有用性が再確認された

「悪質業者 お断りのうた」は、健康食品の送り付け商法や還付金詐欺に関するオリジナル歌詞を"もしもしかめよ"のメロディで歌うものである。これに関しては、高齢のために話し合いには参加できていなかった 90 歳代の受講者を含めて全員が楽しそうに歌っており(資料 2 写真 1)、導入から展開にスムーズにつなぐことができた。また、受講者らは歌を気に入ったらしく、講座終了後に「もう一度歌いたい」との希望があり歌った。また、「歌詞カードを他のサロンにあげてもよいか?」「歌に合わせた体操を考えるのでそれができたら連絡する」との話もいただいた。これらは、自分たちがよいと思ったものを他人に伝える行為であり、本教材が高齢者らをよりよい社会を創ろうとする行動に結びつけたものと思われる。一般的に消費者生活センターなどが行う高齢者への啓発活動においては、替え歌を用いることが多いが、その効果があらためて確認された。

## ②高齢者の中には「自分は消費者被害には遭わない」と過信している人がいる

「参加型紙芝居」および「『参加型紙芝居』と『解説』の原稿」は、市役所職員を語った犯人が、高齢者に電話をかけ、医療費の還付金があるからとコンビニ ATM に呼び出し、言葉巧みに ATM からお金を犯人の口座に振り込ませる還付金詐欺の手口を紹介したものである。この教材の使い方としては、講師が「犯人役」、受講者代表が「高齢者役」となり、犯人役が電話で高齢者役を呼び出し(資料 2 写真 2)、犯人役の誘導に答えながら紙芝居に示された ATM を操作していく(資料 2 写真 3)とだまされてしまうというもので、代表者以外の受講者も、スクリーンに映し出された ATM の画面を見ながら還付金詐欺の疑似体験ができる(資料 2 写真 4)ことに特徴がある。

「参加」してくれた受講者代表の協力もあり、受講者らは終始楽しみながら興味深そうに聞いていた。とくに、通帳の残高の桁数を尋ねることでいくら通帳にお金が入っているのかを知るといった詐欺集団の手口に関心を示していた。ただ、今回は99万円を還付金詐欺でだまし取られるという設定であったが、受講者からは「私はお金を持ってないから大丈夫」という声や「お金を持っている人だけが狙われるのか?」との質問もあった。また、アンケート調査の感想部分では、「私はだまされやすいので」「今はしっかりしているつもりでも、いつかはそうなるかもしれません」と自分も消費者トラブルや詐欺の被害に遭う可能性を自覚している人がいる一方で、「私は絶対にだまされないと思っています。用事のない電話はすぐに切ります」などと自分の事とは思っていない感想も見られた。また、60歳代の受講者は「本当の高齢者のためにも」という表現を使っていたのが印象的であり、自分はまだまだ高齢ではないと思っていることがよく伝わってきた。

#### ③高齢者への講座では、消費者トラブルを自分事として捉えさせる工夫が必要である

これらのことから、よりその地域の高齢者の実態に合った金融教育講座を行うためには、事前の地域への理解と地域 高齢者に対する理解、そして、それに応じた教材と細部にわたる工夫が必要であることがうかがわれる。たとえば、講 座を実施する地域の平均年収を事前に統計資料を用いて調べ、それに基づいて取り扱う消費者トラブルの被害額を決め たり、多くの地域高齢者が利用する店や銀行の写真を事前に撮影しておき、それを用いて教材を作ることも一案であろ う。また、誰もが消費者トラブルを自分事として捉えることができるように、高齢者に共通の事項である年金の話を取 り入れる等が考えられる。具体的には、「今日は10月15日なので、年金が2か月分、合わせて13万円振り込まれました」 のように、リアリティを持たせる設定を工夫することもできよう。

### ④近くの人と意見交換をしてもらう際には、話を促す工夫が必要である

本講座においては、「もしあなたが(還付金詐欺で)だまされたら、どのような対応を取りますか?」(資料5 スライド 15、16)また「様々な詐欺にだまされないためには」(資料5 スライド 17、18)について、話し合いの時間を設けた(資料2 写真5)。受講者の間では、だまされたら家族に相談することや警察に行くことなどが話し合われ、消費生活センターに相談するという声も聞かれたため、先述の歌詞カード「悪質業者 お断りのうた」に記載の消費生活センターの電話番号を紹介した。また、だまされないためには冷静になればよいという意見や、友人の体験を引き合いに出しオレオレ詐欺の電話には「鹿児島弁でしゃべってみろ!」と促せばよいという対策等が発表された。このように活発な話し合いが行われた一方、男性3人のうち2人は、あまり話の輪の中に入ろうとはしていなかった。また、2人の男性は女性と一緒に話し合う様子も見られなかった(資料2 写真6)。今回のように高齢者サロンでの講座においては、女性の人数のほうが多いのが一般的であるので、あまり積極的でない男性高齢者も話し合いに参加しやすい声かけが必要である。たとえば、話し合いの前に、近くにいる人と組を作ってもらうステップを踏むという工夫が考えられる。さらに、本講座の受講者の中には、高齢のために話し合えない人もいたため、そういった人に対しては、講師が

その場に行ってフォローするなどの配慮も必要であろう。

#### ⑤高齢者への講座では、「悪いのはだました人である」ことを明確に伝える必要がある

本講座においては、詐欺でだまされたときに悪いのは誰なのかを考えさせた。最初は、「だまされた人が悪い」との発言が目立った。やはり、先行研究でも指摘されているように、高齢者はだまされる自分が悪いという意識を持っていることが確認された。しかし、このような意識を持っていては、被害救済はおろか相談にすらつながらないであろう。高齢者への金融教育講座においては、「悪いのは誰か」を問い「悪いのはだました業者や詐欺集団である」ことを明確に伝える必要性があらためて浮き彫りになった。

#### ⑥講座の内容を家族や友人に伝える意欲は高い

講座終了後のアンケート調査においては、講座の内容を誰に伝えたいかについて自由記述で回答を求めた。「家族」「妻」「親」「子ども」「親戚」「息子夫婦」「友人」「参加しなかったサロンの友人」など具体的に記述されており、講座の内容を誰かに伝えようとする意欲が感じられた。事後アンケートは回収途中であるが、今のところ、返送のあった5人中4人は「近所の70歳代の人」「子ども」「妻、近所の高齢者、サロンの友人」「姉」に、講座内容を話しており、中には話した内容を詳しく記述している人もいた。受講者が誰かに話したのは、「金融教育講座のまとめ」をA4用紙1枚にして資料として配布した効果もあるのではないかと推測する。

### 4. まとめ

本研究の目的は、高齢者のための金融教育講座を考案し、講座の実践をとおして高齢者理解を深めるとともに高齢者への金融教育講座を行う際の留意点を提示することであった。結果の概要は以下のとおりである。

- (ア)「還付金詐欺」を題材として、「詐欺に遭ったときの対処方法を身につける」「詐欺に遭わないための知識を身につける」「学んだことを家族や友人に伝える」ことを目標とした高齢者のための金融教育講座を考案した。
- (イ)講座の実践をとおして、高齢者像と高齢者への金融教育講座を行う際の留意点を提示した。①高齢者への講座では「替え歌」が有用であること、②高齢者の中には「自分は消費者被害に遭わない」と過信している人がいること、③講座では消費者トラブルを自分事として捉えさせる工夫が必要であること、④近くの人と意見交換をしてもらう際には、話を促す工夫が必要であること、⑤高齢者への講座では「悪いのはだました人である」ことを明確に伝える必要があること、⑥高齢者は講座の内容を家族や友人に伝える意欲が高いこと。

#### 5. 今後の課題

本研究では、高齢者への金融教育講座を考案するとともに、考案した講座の実践をとおして、受講対象者としての高齢者への理解を深めるとともに、高齢者への金融教育講座を行う際の留意点を提示することができた。今後は本研究で明らかにした高齢者像と講座を実践する際の留意点を踏まえたうえで新たな講座を考案したい。また、今回は、講座の実践を1か所の高齢者サロンでしか行うことができなかったが、すでに鹿児島県内の2か所の高齢者サロンで実践することが決定しているため、今後も研究を続け、対象理解と講座の留意点をさらに普遍性の高いものへと深化させることが課題である。そして、高齢者の消費者トラブルの未然防止とトラブルに対処できる力の育成に貢献していきたい。

- 注1) 厚生労働省「平成26年簡易生命表の概況」平成27年
- 注2) 内閣府「平成27年版高齢社会白書」平成27年
- 注3)消費者庁「平成25年版消費者白書」平成25年
- 注4) 警察庁「平成26年の特殊詐欺認知・検挙状況等について」 URL http://www.npa.go.jp/sousa/souni/hurikomesagi\_toukei2014\_kakutei.pdf
- 注5)朝日新聞 2008年5月12日夕刊 「レンタル携帯で振り込め詐欺」
- 注6) 中谷眞三代「高齢者をめぐる消費者問題(第5報)―高齢者への消費者教育、啓発に関する効果評価についての一考察(1)―」『消費者教育』 第16冊 光生館 1996年
- 注7) 花城梨枝子・権楨媛・金正淑・長嶋俊介「高齢者の消費生活問題と消費者学習に関する研究―済州と沖縄を中心に―」『消費者教育』 第20冊 2000年、一部改変
- 注8) 八杖友一「消費者被害予防・救済のための実務上の留意点」民事法研究会『実践 成年後見』No.49 2014年3月、一部改変
- 注9) 花城梨枝子「高齢者の消費者問題」『消費者教育』第7冊 光生館 1987年
- 注10) 福里芝人「高齢者の消費者被害に関する一考察」『沖縄女子短期大学紀要』第28号 2015年、一部改変

## 資料1 高齢者向けの消費生活講座の観察の概要

	1回目	2回目	3回目	4回目
観察時期	2014年11月	2014年11月	2014年12月	2015年5月
観察場所	A 福祉館	B福祉館	C福祉館	D集会所
受講者	A お達者クラブ <sup>(注 1)</sup>	B お達者クラブ	C 高齢者サロン (注2)	D高齢者サロン
	70~80歳代	60~80歳代	50~80 歳代	60~80 歳代
	約 20 名	約30名	約20名	14名
観察者	中野直実	中野直実	中野直実	田村愛架

- (注 1) お達者クラブとは、介護予防のために、心身機能の低下により外出する機会の少ない閉じこもりがちな高齢者などが、体操や 創作活動を通じて心身機能の低下を防ぎ、生きがいを持って暮らせるよう保健師や健康づくり推進員が実施する活動のこと。 今回は、専門家が同クラブに出向いて消費生活講座を実施していた。
- (注 2) 高齢者サロンとは、地域で暮らす高齢者が地域の身近な場所で気軽に集い、茶話会や健康体操・レクリエーションなどのふれ あい活動を通して、楽しみながら仲間づくり、居場所づくりを行う活動のこと。

# 資料2 実践した高齢者のための金融教育講座

## 概要

実施時期	2015年9月17日	
実施場所	鹿児島県 E 市公民館	
所要時間 40 分間		
	E高齢者サロン	
受講者	60~90歳代	
	16名(男性3、女性13)	
講師	中野直実	
指導教員	田村愛架	

写真1 替え歌



写真 2 参加型紙芝居



写真3 還付金詐欺の疑似体験①



写真 5 話し合い①



写真 4 還付金詐欺の疑似体験②



写真6 話し合い②



# 資料3 高齢者のための金融教育講座 指導案

- 1 題材 還付金詐欺について
- 2 目標・詐欺に遭ったときの対処方法を身につける。
  - ・詐欺に遭わないための知識を身につける。
  - ・学んだことを家族や友人に伝えることができる。

## 3 本講座の展開

過程	時間	主な学習活動	指導上の留意点	
導入	5分	<ol> <li>"もしもしかめよ"の替え歌を歌う。</li> <li>替え歌の歌詞の中にあるような経験があるかを思い出す。</li> <li>講座の概要を確認する。</li> <li>①還付金詐欺について知ろう</li> <li>②被害に遭ったときのことを考えよう</li> <li>③だまされないための対策を考えよう</li> </ol>	<ul><li>○一人ひとりに歌詞カードを配布する。(資料4)</li><li>○初めに歌を歌うことで場を和ませる。</li><li>○歌詞の内容から、紙芝居の内容につなげる。</li><li>○初めに講座全体の流れを伝えることで、見通しや意欲を持って取り組めるようにする。</li></ul>	
展開		4 参加型紙芝居をとおして、還付金詐欺について学び、被害に遭ったときの対処方法について考える。		
		(1) 受講者代表者と講師の紙芝居を見る。	○代表者以外の受講者には、自分にも電話がかかってきていると思って話を聞くように声掛けを行う。	
		(2) 還付金詐欺についての説明を聞く。  (・近年増えつつある手口の一つ ・還付金は ATM では手続きできない	<ul><li>○説明だけでなく、還付金詐欺に遭わないため に気をつけることについても伝える。</li></ul>	
	25分	(3) 自分がこのような被害に遭ったらどう思う? (・悲しい ・恥ずかしい ・誰にも言えない) ・悪質業者への怒り	<ul><li>○お金を振り込んでしまった人が家族などに責められたり、誰にも言えなかったりして、自殺をしてしまう人もいることを伝える。</li></ul>	
		<ul><li>(4) 本当に悪い人は誰なのか?</li><li>〔・だます人 ・悪質業者〕</li></ul>	○悪質業者が誰よりも一番悪いことを一人ひと りに自覚させ、「だまされた人は悪くない」こ とをしっかり伝える。	
		<ul><li>(5) 誰に相談するか?</li><li>・警察に相談する</li><li>・消費生活センターに相談する</li><li>・振り込め詐欺救済法</li></ul>	<ul><li>○消費生活センターの存在をしっかりと伝える。</li><li>歌詞カードに書いてある電話番号を伝える。</li><li>○隣の人と話し合わせて考えさせる。</li><li>○「振り込め詐欺救済法」を使えば、お金が返ってくる可能性があることを伝える。</li></ul>	

過程	時間	主な学習活動	指導上の留意点
まとめ	10分	<ul> <li>だまされないための対策を考える。</li> <li>・講座や、情報誌などを通して最近流行しいる詐欺を把握しておく。</li> <li>・何か怪しいなと思ったら消費生活センターや警察などにすぐ相談する。</li> <li>・何か怪しいなと思ったらすぐに電話を切る。</li> <li>・振り込め通話録音装置を電話に取り付ける。</li> <li>・相談しやすい人を見つけておく。</li> <li>・怪しい電話がかかってきたことを家族や友人と共有するなど、日頃から情報交換を行う。</li> </ul>	<ul> <li>○近くの人と話し合わせる。</li> <li>○受講者の口から、今後気をつけるべきことを引き出し、印象付けさせる。また、防犯グッズも紹介する。</li> <li>○「通話録音装置」とは、警告メッセージと録音機能により被害を未然に防ぐことができる装置のことである。警告メッセージ例「この電話は、振り込め詐欺などの犯罪被害防止のため、会話内容が自動録音されます。これから呼び出しますので、このままお待ちください。」</li> </ul>
		6 講座の振り返りを行う。	○今日の学びを、家族や身近な友人など他の人 にも話すことで、より多くの人が被害に遭い にくくなり、人に伝えることで自分の知識も より定着するということを伝え、講座のまと めのプリントを配布する。(資料7)

# 資料4 悪質業者お断りのうた

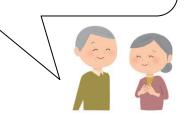
# ♪悪質業者 お断りのうた

- ~「もしもしかめよ」のメロディで~ 作詞 中野直実
- ー、もしもし奥さん こんにちは 健康食品 送ります 頼んだ覚えは ありません きっぱり はっきり 断ろう
- 二、もしもしご主人 こんにちは年金 医療費 返しますいそいで ATM で 手続きをしまった すっかり だまされた

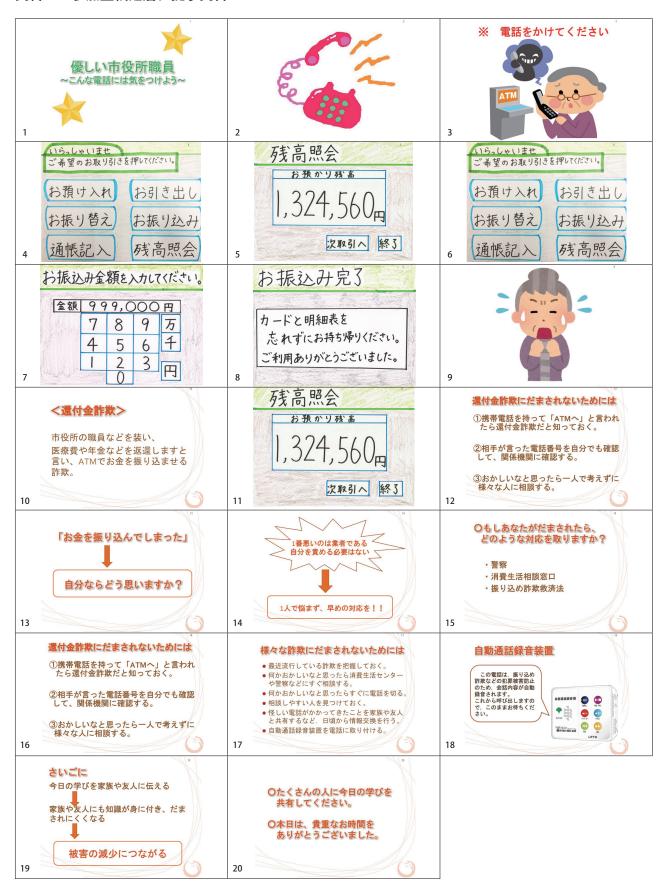
困った時には、

〇〇市消費生活センターへ 早めに相談しましょう。

**電**話:(×××) ×××-××××



## 資料 5 参加型紙芝居、提示資料



# 資料6 「参加型紙芝居」と「解説」の原稿

1	優しい市役所職員 ~こんな電話には気をつけよう~
2	(プルルルルル) もしもし、わたくし、○○市役所社会保険担当の○○と申します。○○様でいらっしゃいますか? 実は、○○様に返還すべき医療費が、5年分たまっておりました。金額は、20万円です。こちらの不注意で、 医療費の返還が遅くなってしまい、まことに申し訳ございません。 返還の手続きができる期日は本日までなので、急がなければ、○○様にお金を返還できなくなります。 返還の手続きは、期日が迫っている関係で、お近くのコンビニの ATM で行わなければなりません。今すぐに、 キャッシュカードと携帯電話を持って、お近くのコンビニの ATM に行ってください。 ATM の前に着いたら、私にお電話をかけてください。電話番号は、000-111-2222です。詳しい手続きの方法 はのちほど説明いたします。大変お手数をおかけして、申し訳ありません。それでは、お電話お待ちしております。失礼いたします。
3	(プルルルル) もしもし。○○様ですね。コンビニの ATM に着きましたか?どうもありがとうございます。では、今から返還の手続きを説明していくので、私の指示通りに手続きを行ってください。手続きは、5分程度で終わります。 どうぞよろしくお願いいたします。
4	それでは、キャッシュカードを ATM に入れて、まずは「残高照会」と表示されたパネルを押してください。
5	「残高照会」の画面になりましたか?そこに何桁の数が表示されていますか。7桁で間違いありませんね?ありがとうございます。それでは『次取引へ』を押してください。
6	最初の画面に戻りましたか?次に、「お振込み」と表示されたパネルを押してください。
7	お振込みの画面になりましたか?お振込み金額に、まずは999と入力してください。入力できましたか?ありがとうございます。それでは、続いて、好きな数字を3つ入力してください。入力できましたか?ありがとうございます。 最後に、「円」を押してください。
8	今、行ったのは、お振込みの手続きですが、あくまでも、○○様に 20 万円を確実に返金するための手続きですので、ご安心ください。明日には、今お振り込みいただいた金額とともに、医療費の 20 万円も、一緒に振り込まれますので、しばらくお待ちください。本当にお手数おかけいたしました。ありがとうございました。
9	翌日、高齢者が振込みの確認をするために、記帳を行ったところ、99万9〇〇〇円も取られたまま、医療費 も返還されておらず、ようやくだまされていたことに気づいたのでした。
10	このように、市役所の職員などを装って、医療費などを返還しますと電話で伝え、ATMで手続きをさせて、お金を振り込ませる詐欺のことを「還付金詐欺」と言います。これは、近年増えつつある振り込め詐欺の手口の一つとなっています。お金が還付されるものと思い込んで操作をしてしまい、本人が気づかずに犯人の口座にお金を振り込んでしまっているのです。
11	また、紙芝居中で「残高照会」を一度確認させ、何桁あるかと聞くのは、その桁数を聞くことでお金が口座にいくら入っているかある程度分かってしまうからです。今回は7桁だったので、100万円以上は通帳に入っていることが犯人にばれてしまっています。
12	最後に、還付金詐欺にだまされないために大切なことを3点紹介します。 ・「携帯電話」を持って「ATM」へと言われたら還付金詐欺です。 ・相手が言った電話番号を自分で確認して、関係機関に確認しましょう。 ・おかしいなと思ったら一人で考えずに様々な人に相談しましょう。

## 資料7 金融教育講座のまとめ

# <金融教育講座のまとめ>

# 〇還付金詐欺とは

市役所の職員などを装い、「医療費や年金などを返還します」と電話で伝えて ATM でお金を振り込ませる詐欺のこと。

# 〇自分がだまされたらどう思う?

- ・悲しい ・誰にも言えない(自殺をしてしまう人もいる)
- ・恥ずかしい ・つらい ・情けない ・業者への怒り



一番悪いのは業者である! 自分を責める必要はない。



# Oだまされたらどうすればよいか。

- 警察に相談する。(〇〇警察署:〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇)
- ・消費生活センターに相談する。
- (OO市消費生活センター: OOO-OOO-OOO)
- ・振り込め詐欺救済法を利用する。(お金が返ってくる可能性がある。)

# Oだまされないためにはどうすればよいか。

- ・講座や、情報誌などをとおして最近流行している詐欺を把握しておく。
- 何かおかしいなと思ったら消費生活センターや警察などにすぐ相談する。
- 何かおかしいなと思ったらすぐに電話を切る。
- 自動通話録音装置を電話に取り付ける。
- (通話録音装置:警告メッセージと録音機能により、被害を未然に防ぐことができる。)
- ・相談しやすい人を見つけておく。
- ・怪しい電話がかかってきたことを家族や友人と共有するなど、日頃から情報 交換を行う。

「今日の学びをたくさんの人に伝える」 ⇒より多くの被害を未然に防ぐことができる!!